

北陸信越運輸局報



明日の交通・環境を創造します。

平成27年 2月 2日(月曜日) 第432号

<http://www.tb.mlit.go.jp/hokushin/>

目次

公 示	△「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置等の実施について」の一部改正について	……p1
	△準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の需給状況の判断結果について	……p4
	△準特定地域における適正と考えられる車両数について	……p8
	△「期間限定減車対象地域の指定及び基準車両数からの減休車率について」の一部改正について	……p10
	△特定地域の指定等について	……p11
許認可等	△一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更認可	……p12
	△自動車分解整備事業の認証	……p13

○ 公 示

■ 公示第76号

「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置等の実施について」の一部改正について

「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置等の実施について」(平成26年1月27日付け公示第77号)を別紙のとおり一部改正する。

平成27年1月23日

北陸信越運輸局長 徳永 泉

別紙

新	旧
<p>公示第77号</p> <p>準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置等の実施について</p> <p>特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律(平成25年法律第83号。以下「改正法」という。)の施行に伴い、準特定</p>	<p>公示第77号</p> <p>準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置等の実施について</p> <p>特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律(平成25年法律第83号。以下「改正法」という。)の施行に伴い、準特定</p>

地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置等の実施について別紙のとおり定めたので、公示する。

平成26年1月27日

北陸信越運輸局長 和辻 健二

(別紙)

準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置等の実施について

I. (略)

II. 準特定地域におけるタクシー事業の申請等に対する取扱いについて

1. (略)

2. 需給状況の判断等

(1) 算定方法

①輸送需要量に対する必要車両数の算定方法は、次のとおりとする。

「輸送需要量」= 「過去5年間による総実車キロを基に最小二乗法により算定」

「必要車両数」= 輸送需要量 ÷ (総走行キロ × 実車率 ÷ 延べ実働車両数) ÷ 365 ÷ 実働率

◇総走行キロ、延べ実働車両数・・・直近5年間の平均輸送実績

◇実車率・・・H13年度の実績値

◇実働率・・・原則として90% (ただし、当該準特定地域に法第8条第1項の協議会 (以下、単に「協議会」という。) が組織されている場合にあっては、当該協議会の議決に基づく申出により80%から90%の範囲内で定めることができることとする。)

②増車可能車両数の算定方法は、次のとお

地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置等の実施について別紙のとおり定めたので、公示する。

平成26年1月27日

北陸信越運輸局長 和辻 健二

(別紙)

準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置等の実施について

I. (略)

II. 準特定地域におけるタクシー事業の申請等に対する取扱いについて

1. (略)

2. 需給状況の判断等

(1) 算定方法

①輸送需要量に対する必要車両数の算定方法は、次のとおりとする。

「輸送需要量」= 「直近1年間の当該準特定地域の総実車キロ」× (「直近1年間の当該準特定地域の総実車キロ」÷「直近1年間の前1年間の当該準特定地域の総実車キロ」)

※ 地域の実情を踏まえ、これによらない方法とすることができる。

「必要車両数」= 輸送需要量 ÷ (総走行キロ × 実車率 ÷ 延べ実働車両数) ÷ 365 ÷ 実働率

※ 各計算要素については、原則として以下の数値を使用するが、地域の実情を踏まえ、これによらない数値とすることができる。特に実車率については、タクシーが当該地域の輸送需要に的確に対応するとともに、タクシー運転者の労働条件が改善される必要があることに留意して設定すること。

◇総走行キロ、延べ実働車両数・・・直近5年間の平均輸送実績

◇実車率・・・H13年度の実績値

◇実働率・・・原則として90% (ただし、当該準特定地域に法第8条第1項の協議会 (以下、単に「協議会」という。) が組織されている場合にあっては、当該協議会の議決に基づく申出により80% 又は平成13年度実績のいずれか低い値から90%の範囲内で定めることができることとする。)

②増車可能車両数の算定方法は、次のとお

りとする。

「増車可能車両数」＝「当該準特定地域の必要車両数」－「現に当該準特定地域に存する営業所に配置されている車両数の合計」

(2)～(7) (略)

3.～10. (略)

Ⅲ. 特定地域及び準特定地域における減車実施事業者に対する監査の特例

減車(注1)により、タクシー事業者の営業区域ごとのタクシー車両(道路運送法施行規則第四条第八項第三号に基づき国土交通大臣が定める区分を定める告示(平成26年国土交通省告示第59号)第2号に規定する事業用自動車(以下「その他ハイヤー車両」という。)を除く。)の合計数が、I. 2. の基準車両数(注2)から10%以上下回っているタクシー事業者(Ⅱ. 3. (1)②による引き上げ前の最低車両数基準以下のものを除く。)については、「自動車運送事業の監査方針について(平成25年9月20日付け北信交旅第483号、北信交貨第166号、北信交監第66号、北信技保第59号)」の記3. ⑭及び7. の規定にかかわらず、原則として、一般監査及び呼出指導の対象としないこととする。

注1 「特定特別監視地域等において試行的に実施する増車抑制対策等の措置について(平成19年11月20日付け公示第94号)」に規定する特定特別監視地域(以下、単に「特定特別監視地域」という。)に指定された後、実施されたものに限る。

注2 旧法に基づく特定地域に指定されており、引き続き法に基づく準特定地域に指定されている営業区域の事業者にあつては、特定特別監視地域に指定された時点、旧法に基づく特定地域に指定された時点又はI. 2. の基準車両数(タクシー車両の合計数からその他ハイヤー車両の合計数を減じた数)のいずれか最も多い車両数とする。

附 則

この公示は、平成26年1月27日から施行する。

附 則(平成27年1月23日付け公示第76号で一部改正)

この公示は、平成27年1月23日から適用する。

りとする。

「増車可能車両数」＝「当該準特定地域の必要車両数」－「現に当該準特定地域に存する営業所に配置されている車両数の合計」

(2)～(7) (略)

3.～10. (略)

Ⅲ. 特定地域及び準特定地域における減車実施事業者に対する監査の特例

減車(注1)により、タクシー事業者の営業区域ごとのタクシー車両の合計数が、I. 2. の基準車両数(注2)から10%以上下回っているタクシー事業者(Ⅱ. 3. (1)②による引き上げ前の最低車両数基準以下のものを除く。)については、「自動車運送事業の監査方針について(平成25年9月20日付け北信交旅第483号、北信交貨第166号、北信交監第66号、北信技保第59号)」の記3. ⑭及び7. の規定にかかわらず、原則として、一般監査及び呼出指導の対象としないこととする。

注1 「特定特別監視地域等において試行的に実施する増車抑制対策等の措置について(平成19年11月20日付け公示第94号)」に規定する特定特別監視地域(以下、単に「特定特別監視地域」という。)に指定された後、実施されたものに限る。

注2 旧法に基づく特定地域に指定されており、引き続き法に基づく準特定地域に指定されている営業区域の事業者にあつては、特定特別監視地域に指定された時点、旧法に基づく特定地域に指定された時点又はI. 2. の基準車両数のいずれか最も多い車両数とする。

附 則

この公示は、平成26年1月27日から施行する。

■ 公示第 7 7 号

準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の需給状況の判断結果について

平成 26 年 1 月 27 日付け公示「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置等の実施について」（以下「準特定地域の監督措置公示」という。）に基づき、一般乗用旅客自動車運送事業の需給状況の判断結果、各区分（一般乗用旅客自動車運送事業（1 人 1 車制個人タクシー事業を除く。以下「法人タクシー」という。）の新規許可、条件解除の承認、営業区域の設定に係る事業計画変更認可、増車認可、休車の解除、一般乗用旅客自動車運送事業（1 人 1 車制個人タクシー事業に限る。以下「個人タクシー」という。）の新規許可）における増加可能車両数（申請可能枠）及び申請受付期間を下記のとおり定めたので公示する。

なお、需給状況の判断結果の算定基礎数値は、別紙のとおりである。

平成 27 年 1 月 27 日

北陸信越運輸局長 徳永 泉

記

1. 平成 26 年度における需給状況の判断結果

別添 1 のとおり

2. 増加可能車両数の配分結果（申請可能枠）

別添 2 のとおり

3. 申請の受付

(1) 申請の受付期間（本公示から 60 日間）

平成 27 年 1 月 27 日から平成 27 年 3 月 27 日までとする。

(2) 別添 1 の需給状況の判断結果（増加可能車両数欄の数値）がゼロ以下の営業区域にあつては、平成 26 年度の各区分における申請の受付は行わないものとする。

(3) 別添 2 の申請可能枠数がゼロの区分の受付は行わないものとする。

附 則

本公示は平成 26 年度の準特定地域における各区分の申請について適用する。

(別添 1)

平成 26 年度における需給状況の判断結果

都道府県	営業区域名（交通圏）	必要車両数（両）	平成 25 年度末車両数（両）	増加可能車両数（両）
新潟県	新潟交通圏	789	1,055	▲266
	長岡交通圏	298	356	▲58
	上越交通圏	148	170	▲22
	三条市 A	69	100	▲31
	新発田市 A	57	56	1
	柏崎市 A	62	97	▲35
長野県	長野交通圏	510	740	▲230
	松本交通圏	464	547	▲83
	上田市 A	72	93	▲21
	飯田市 A	128	175	▲47
富山県	富山交通圏	300	439	▲139
	高岡・氷見交通圏	182	254	▲72
	砺波市 B・南砺市	34	46	▲12
石川県	金沢交通圏	1,073	1,324	▲251
	南加賀交通圏	206	285	▲79

※上記「平成25年度末車両数」は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（以下「タクシー特措法」という。）第2条第9項に定める事業用自動車（個人タクシーを除く。）の数である。

(別添2)

増加可能車両数（申請可能枠）の配分結果について

都道府県	営業区域	法人タクシーにおける申請可能枠				個人タクシーの新規許可枠（件）
		新規許可・条件解除（件）	営業区域の設定（件）	増車車両数（両）	休車解除車両数（両）	
新潟県	新発田市A	0	0	0	1	0

(別紙)

1. 新潟県

(1) 新潟交通圏

1. 需要量の算定（過去5年間による総実車キロを基に最小二乗法により算定。以下、同じ。）

平成21年度 総実車キロ	平成22年度 総実車キロ	平成23年度 総実車キロ	平成24年度 総実車キロ	平成25年度 総実車キロ	需要量
23,707,015	22,223,338	21,714,192	20,603,599	20,161,699	19,068,857

2. 必要車両数の算定

必要車両数 $A \div (B \times C \div D) \div E \div F$	需要量 A	総走行キロ (前5年間平均) B	平成13年度 実車率 C	延べ実働車両数 (前5年間平均) D	年間日数 E	実働率 F
789	19,068,857	56,995,450	0.42	321,662	365	0.90

(2) 長岡交通圏

1. 需要量の算定

平成21年度 総実車キロ	平成22年度 総実車キロ	平成23年度 総実車キロ	平成24年度 総実車キロ	平成25年度 総実車キロ	需要量
6,094,106	5,847,778	5,781,432	5,479,852	5,373,833	5,172,859

2. 必要車両数の算定

必要車両数 $A \div (B \times C \div D) \div E \div F$	需要量 A	総走行キロ (前5年間平均) B	平成13年度 実車率 C	延べ実働車両数 (前5年間平均) D	年間日数 E	実働率 F
298	5,172,859	13,491,024	0.45	114,995	365	0.90

(3) 上越交通圏

1. 需要量の算定

平成21年度 総実車キロ	平成22年度 総実車キロ	平成23年度 総実車キロ	平成24年度 総実車キロ	平成25年度 総実車キロ	需要量
3,582,900	3,490,125	3,476,390	3,364,338	3,270,122	3,211,372

2. 必要車両数の算定

必要車両数 $A \div (B \times C \div D) \div E \div F$	需要量 A	総走行キロ (前5年間平均) B	平成13年度 実車率 C	延べ実働車両数 (前5年間平均) D	年間日数 E	実働率 F
148	3,211,372	7,790,245	0.48	56,410	365	0.90

(4) 三条市A

1. 需要量の算定

平成21年度 総実車キロ	平成22年度 総実車キロ	平成23年度 総実車キロ	平成24年度 総実車キロ	平成25年度 総実車キロ	需要量
1,403,053	1,356,078	1,310,073	1,253,426	1,231,200	1,176,859

2. 必要車両数の算定

必要車両数 $A \div (B \times C \div D) \div E \div F$	需要量 A	総走行キロ (前5年間平均) B	平成13年度 実車率 C	延べ実働車両数 (前5年間平均) D	年間日数 E	実働率 F
69	1,176,859	3,339,362	0.45	29,155	365	0.90

(5) 新発田市A

1. 需要量の算定

平成 21 年度 総実車キロ	平成 22 年度 総実車キロ	平成 23 年度 総実車キロ	平成 24 年度 総実車キロ	平成 25 年度 総実車キロ	需要量
1, 251, 515	1, 193, 796	1, 173, 922	1, 144, 792	1, 076, 733	1, 048, 581

2. 必要車両数の算定

必要車両数 $A \div (B \times C \div D) \div E \div F$	需要量 A	総走行キロ (前 5 年間平均) B	平成 13 年度 実車率 C	延べ実働車両 数 (前 5 年間 平均) D	年間日数 E	実働率 F
57	1, 048, 581	2, 856, 448	0. 45	23, 005	365	0. 90

(6) 柏崎市A

1. 需要量の算定

平成 21 年度 総実車キロ	平成 22 年度 総実車キロ	平成 23 年度 総実車キロ	平成 24 年度 総実車キロ	平成 25 年度 総実車キロ	需要量
2, 143, 634	1, 942, 364	1, 713, 951	1, 591, 576	1, 529, 385	1, 310, 396

2. 必要車両数の算定

必要車両数 $A \div (B \times C \div D) \div E \div F$	需要量 A	総走行キロ (前 5 年間平均) B	平成 13 年度 実車率 C	延べ実働車両 数 (前 5 年間 平均) D	年間日数 E	実働率 F
62	1, 310, 396	3, 868, 499	0. 48	29, 390	365	0. 90

2. 長野県

(1) 長野交通圏

1. 需要量の算定(過去 5 年間による総実車キロを基に最小二乗法により算定。以下、同じ。)

平成 21 年度 総実車キロ	平成 22 年度 総実車キロ	平成 23 年度 総実車キロ	平成 24 年度 総実車キロ	平成 25 年度 総実車キロ	需要量
10, 160, 933	9, 814, 538	9, 498, 757	9, 466, 727	9, 197, 519	8, 945, 303

2. 必要車両数の算定

必要車両数 $A \div (B \times C \div D) \div E \div F$	需要量 A	総走行キロ (前 5 年間平均) B	平成 13 年度 実車率 C	延べ実働車両 数 (前 5 年間 平均) D	年間日数 E	実働率 F
510	8, 945, 303	25, 115, 986	0. 45	213, 534	365	0. 90

(2) 松本交通圏

1. 需要量の算定

平成 21 年度 総実車キロ	平成 22 年度 総実車キロ	平成 23 年度 総実車キロ	平成 24 年度 総実車キロ	平成 25 年度 総実車キロ	需要量
8, 122, 599	7, 952, 504	7, 800, 834	7, 850, 152	7, 444, 604	7, 396, 636

2. 必要車両数の算定

必要車両数 $A \div (B \times C \div D) \div E \div F$	需要量 A	総走行キロ (前 5 年間平均) B	平成 13 年度 実車率 C	延べ実働車両 数 (前 5 年間 平均) D	年間日数 E	実働率 F
464	7, 396, 636	19, 452, 143	0. 45	181, 669	365	0. 90

(3) 上田市A

1. 需要量の算定

平成 21 年度 総実車キロ	平成 22 年度 総実車キロ	平成 23 年度 総実車キロ	平成 24 年度 総実車キロ	平成 25 年度 総実車キロ	需要量
1, 647, 056	1, 590, 648	1, 568, 311	1, 536, 401	1, 500, 646	1, 464, 492

2. 必要車両数の算定

必要車両数 $A \div (B \times C \div D) \div E \div F$	需要量 A	総走行キロ (前 5 年間平均) B	平成 13 年度 実車率 C	延べ実働車両 数 (前 5 年間 平均) D	年間日数 E	実働率 F
72	1, 464, 492	3, 501, 087	0. 48	26, 978	365	0. 90

(4) 飯田市A

1. 需要量の算定

平成 21 年度 総実車キロ	平成 22 年度 総実車キロ	平成 23 年度 総実車キロ	平成 24 年度 総実車キロ	平成 25 年度 総実車キロ	需要量
2, 854, 574	2, 716, 365	2, 575, 724	2, 409, 196	2, 276, 330	2, 127, 341

2. 必要車両数の算定

必要車両数 $A \div (B \times C \div D) \div E \div F$	需要量 A	総走行キロ (前 5 年間平均) B	平成 13 年度 実車率 C	延べ実働車両 数 (前 5 年間 平均) D	年間日数 E	実働率 F
128	2, 127, 341	6, 495, 839	0. 43	55, 405	365	0. 90

3. 富山県

(1) 富山交通圏

1. 需要量の算定 (過去 5 年間による総実車キロを基に最小二乗法により算定。以下、同じ。)

平成 21 年度 総実車キロ	平成 22 年度 総実車キロ	平成 23 年度 総実車キロ	平成 24 年度 総実車キロ	平成 25 年度 総実車キロ	需要量
8, 091, 020	7, 644, 052	7, 443, 956	7, 222, 309	6, 843, 875	6, 574, 233

2. 必要車両数の算定

必要車両数 $A \div (B \times C \div D) \div E \div F$	需要量 A	総走行キロ (前 5 年間平均) B	平成 13 年度 実車率 C	延べ実働車両 数 (前 5 年間 平均) D	年間日数 E	実働率 F
300	6, 574, 233	16, 913, 643	0. 49	124, 800	365	0. 90

(2) 高岡・氷見交通圏

1. 需要量の算定

平成 21 年度 総実車キロ	平成 22 年度 総実車キロ	平成 23 年度 総実車キロ	平成 24 年度 総実車キロ	平成 25 年度 総実車キロ	需要量
3, 588, 694	3, 627, 909	3, 428, 803	3, 339, 071	3, 199, 643	3, 116, 742

2. 必要車両数の算定

必要車両数 $A \div (B \times C \div D) \div E \div F$	需要量 A	総走行キロ (前 5 年間平均) B	平成 13 年度 実車率 C	延べ実働車両 数 (前 5 年間 平均) D	年間日数 E	実働率 F
182	3, 116, 742	7, 556, 586	0. 47	68, 738	365	0. 90

(3) 砺波市B・南砺市

1. 需要量の算定

平成 21 年度 総実車キロ	平成 22 年度 総実車キロ	平成 23 年度 総実車キロ	平成 24 年度 総実車キロ	平成 25 年度 総実車キロ	需要量
636, 180	622, 053	563, 539	525, 067	536, 009	487, 371

2. 必要車両数の算定

必要車両数 $A \div (B \times C \div D) \div E \div F$	需要量 A	総走行キロ (前 5 年間平均) B	平成 13 年度 実車率 C	延べ実働車両 数 (前 5 年間 平均) D	年間日数 E	実働率 F
34	487, 371	1, 364, 644	0. 46	14, 570	365	0. 90

4. 石川県.

(1) 金沢交通圏

1. 需要量の算定 (過去 5 年間による総実車キロを基に最小二乗法により算定。以下、同じ。)

平成 21 年度 総実車キロ	平成 22 年度 総実車キロ	平成 23 年度 総実車キロ	平成 24 年度 総実車キロ	平成 25 年度 総実車キロ	需要量
18, 701, 534	19, 119, 407	19, 666, 075	19, 167, 721	18, 662, 875	19, 054, 821

2. 必要車両数の算定

必要車両数 $A \div (B \times C \div D) \div E \div F$	需要量 A	総走行キロ (前 5 年間平均) B	平成 13 年度 実車率 C	延べ実働車両 数 (前 5 年間 平均) D	年間日数 E	実働率 F
1, 073	19, 054, 821	52, 209, 509	0. 39	380, 601	365	0. 90

(2) 南加賀交通圏

1. 需要量の算定

平成 21 年度 総実車キロ	平成 22 年度 総実車キロ	平成 23 年度 総実車キロ	平成 24 年度 総実車キロ	平成 25 年度 総実車キロ	需要量
4,043,248	3,893,781	3,785,559	3,558,178	3,645,692	3,446,077

2. 必要車両数の算定

必要車両数 $A \div (B \times C \div D) \div E \div F$	需要量 A	総走行キロ (前 5 年間平均) B	平成 13 年度 実車率 C	延べ実働車両 数 (前 5 年間 平均) D	年間日数 E	実働率 F
206	3,446,077	9,955,856	0.43	84,008	365	0.90

※「実車率」の数値は、便宜的に小数点第 3 位で四捨五入して記載しているため、必ずしも計算結果は一致しないことがある。

■ 公示第 78 号

準特定地域における適正と考えられる車両数について

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成 21 年法律第 64 号）における準特定地域の適正と考えられる車両数（以下「適正車両数」という。）を算定したので下記のとおり公示する。

なお、適正車両数の算定基礎数値は、別紙のとおりである。

平成 27 年 1 月 27 日

北陸信越運輸局長 徳永 泉

記

別添のとおりとする。

(別添)

準特定地域における適正車両数

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数 (両)		平成 25 年度末 車両数 (両)	平成 25 年度末車両 数と適正車両数(上 限)との乖離率(%)
		上限	下限		
新潟	新潟交通圏	887	789	1,055	15.9
	長岡交通圏	335	298	356	5.9
	上越交通圏	167	148	170	1.8
	三条市 A	78	69	100	22.0
	新発田市 A	64	57	56	-14.3
	柏崎市 A	70	62	97	27.8
長野	長野交通圏	574	510	740	22.4
	松本交通圏	522	464	547	4.6
	上田市 A	81	72	93	12.9
	飯田市 A	144	128	175	17.7
富山	富山交通圏	337	300	439	23.2
	高岡・氷見交通圏	204	182	254	19.7
	砺波市 B・南砺市	38	34	46	17.4
石川	金沢交通圏	1,207	1,073	1,324	8.8
	南加賀交通圏	232	206	285	18.6

1. 算定方法

$$\text{輸送需要量} \div (\text{平均総走行キロ} \times \text{平成 13 年度実車率} \div \text{平均延実働車両数}) \div 365 \div \text{実働率}$$

2. 適正車両数の算定基礎数値

【一般タクシー】

都道府県	営業区域 (交通圏)	輸送需要量の算定		適正車両数の算定				
		平成 25 年度 総実車キロ	需要量 *1	平均総走行 キロ *2	平成 13 年 度実車率	平均延実働 車両数 *2	実働率	
							上限値 *3	下限値 *3
新潟	新潟交通圏	20,161,699	19,068,857	56,995,450	0.42	321,662	0.80	0.90
	長岡交通圏	5,373,833	5,172,859	13,491,024	0.45	114,995	0.80	0.90
	上越交通圏	3,270,122	3,211,372	7,790,245	0.48	56,410	0.80	0.90
	三条市 A	1,231,200	1,176,859	3,339,362	0.45	29,155	0.80	0.90
	新発田市 A	1,076,733	1,048,581	2,856,448	0.45	23,005	0.80	0.90
	柏崎市 A	1,529,385	1,310,396	3,868,499	0.48	29,390	0.80	0.90
長野	長野交通圏	9,197,519	8,945,303	25,115,986	0.45	213,534	0.80	0.90
	松本交通圏	7,444,604	7,396,636	19,452,143	0.45	181,669	0.80	0.90
	上田市 A	1,500,646	1,464,492	3,501,087	0.48	26,978	0.80	0.90
	飯田市 A	2,276,330	2,127,341	6,495,839	0.43	55,405	0.80	0.90
富山	富山交通圏	6,843,875	6,574,233	16,913,643	0.49	124,800	0.80	0.90
	高岡・氷見 交通圏	3,199,643	3,116,742	7,556,586	0.47	68,738	0.80	0.90
	砺波市 B・ 南砺市	536,009	487,371	1,364,644	0.46	14,570	0.80	0.90
石川	金沢交通圏	18,662,875	19,054,821	52,209,509	0.39	380,601	0.80	0.90
	南加賀交通圏	3,645,692	3,446,077	9,955,856	0.43	84,008	0.80	0.90

※「平成 13 年度実車率」の数値は、便宜的に小数点第 3 位で四捨五入して記載しているため、必ずしも計算結果は一致しないことがある。

*1 需要量は、平成 21 年度から平成 25 年度における総実車キロを基に最小二乗法により算定

*2 「平均総走行キロ」及び「平均延実働車両数」は、平成 21 年度から平成 25 年度における総走行キロ及び延実働車両数の平均値

*3 実働率の「上限値」は 80%、「下限値」は 90%の数値

■ 公示第 79 号

「期間限定減車対象地域の指定及び基準車両数からの減休車率について」の一部改正について

「期間限定減車対象地域の指定及び基準車両数からの減休車率について」（平成 23 年 5 月 20 日付け公示第 13 号）を別紙のとおり一部改正する。

平成 27 年 1 月 27 日

北陸信越運輸局長 徳永 泉

別紙

新			旧																																
<p>公示第 13 号</p> <p>期間限定減車対象地域の指定及び基準車両数からの減休車率について</p> <p>「特定地域における期間限定減車の取扱いについて」（平成 23 年 5 月 20 日付け公示第 12 号。以下「期間限定減車公示」という。）により、期間限定減車の対象地域及び基準車両数からの減休車率を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p>平成 23 年 5 月 20 日</p> <p>北陸信越運輸局長 伊藤 松博</p> <p>記</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>県別</th> <th>対象地域</th> <th>対象となる事業者の減休車率の要件（※1）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新潟県</td> <td>新発田市 A</td> <td>減休車率 <u>11.1%</u> を超える</td> </tr> </tbody> </table>			県別	対象地域	対象となる事業者の減休車率の要件（※1）	新潟県	新発田市 A	減休車率 <u>11.1%</u> を超える	<p>公示第 13 号</p> <p>期間限定減車対象地域の指定及び基準車両数からの減休車率について</p> <p>「特定地域における期間限定減車の取扱いについて」（平成 23 年 5 月 20 日付け公示第 12 号。以下「期間限定減車公示」という。）により、期間限定減車の対象地域及び基準車両数からの減休車率を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p>平成 23 年 5 月 20 日</p> <p>北陸信越運輸局長 伊藤 松博</p> <p>記</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>県別</th> <th>対象地域</th> <th>対象となる事業者の減休車率の要件（※1）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">新潟県</td> <td><u>新潟交通圏</u></td> <td>減休車率 <u>11.6%</u> を超える</td> </tr> <tr> <td><u>長岡交通圏</u></td> <td>減休車率 <u>4.0%</u> を超える</td> </tr> <tr> <td><u>上越交通圏</u></td> <td>減休車率 <u>3.9%</u> を超える</td> </tr> <tr> <td>新発田市 A</td> <td>減休車率 <u>5.1%</u> を超える</td> </tr> <tr> <td><u>柏崎市 A</u></td> <td>減休車率 <u>1.9%</u> を超える</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">長野県</td> <td><u>松本交通圏</u></td> <td>減休車率 <u>16.4%</u> を超える</td> </tr> <tr> <td><u>上田市 A</u></td> <td>減休車率 <u>20.0%</u> を超える</td> </tr> <tr> <td><u>飯田市 A</u></td> <td>減休車率 <u>17.4%</u> を超える</td> </tr> <tr> <td>富山県</td> <td><u>富山交通圏</u></td> <td>減休車率 <u>12.7%</u> を超える</td> </tr> </tbody> </table>			県別	対象地域	対象となる事業者の減休車率の要件（※1）	新潟県	<u>新潟交通圏</u>	減休車率 <u>11.6%</u> を超える	<u>長岡交通圏</u>	減休車率 <u>4.0%</u> を超える	<u>上越交通圏</u>	減休車率 <u>3.9%</u> を超える	新発田市 A	減休車率 <u>5.1%</u> を超える	<u>柏崎市 A</u>	減休車率 <u>1.9%</u> を超える	長野県	<u>松本交通圏</u>	減休車率 <u>16.4%</u> を超える	<u>上田市 A</u>	減休車率 <u>20.0%</u> を超える	<u>飯田市 A</u>	減休車率 <u>17.4%</u> を超える	富山県	<u>富山交通圏</u>	減休車率 <u>12.7%</u> を超える
県別	対象地域	対象となる事業者の減休車率の要件（※1）																																	
新潟県	新発田市 A	減休車率 <u>11.1%</u> を超える																																	
県別	対象地域	対象となる事業者の減休車率の要件（※1）																																	
新潟県	<u>新潟交通圏</u>	減休車率 <u>11.6%</u> を超える																																	
	<u>長岡交通圏</u>	減休車率 <u>4.0%</u> を超える																																	
	<u>上越交通圏</u>	減休車率 <u>3.9%</u> を超える																																	
	新発田市 A	減休車率 <u>5.1%</u> を超える																																	
	<u>柏崎市 A</u>	減休車率 <u>1.9%</u> を超える																																	
長野県	<u>松本交通圏</u>	減休車率 <u>16.4%</u> を超える																																	
	<u>上田市 A</u>	減休車率 <u>20.0%</u> を超える																																	
	<u>飯田市 A</u>	減休車率 <u>17.4%</u> を超える																																	
富山県	<u>富山交通圏</u>	減休車率 <u>12.7%</u> を超える																																	
<p>※1) 減休車率は、基準車両数に対する期間限</p>			<p>※1) 減休車率は、基準車両数に対する期間限</p>																																

<p>定減車公示4. (1)による事業計画(事業用自動車の数)変更の事前変更届出書を提出する前における保有車両数の割合を1から減じた値を示す。</p> <p>附 則 この公示は、平成23年5月20日から施行する。</p> <p>(略)</p> <p>附 則(平成26年1月27日付け公示第90号で一部改正) この公示は、平成26年1月27日から適用する。</p> <p>附 則(平成27年1月27日付け公示第79号で一部改正) <u>この公示は、平成27年1月27日から適用する。</u> <u>なお、改正日現在において期間限定減車を実施している車両については、期間限定減車公示2.に記載されている期間(平成27年3月31日)までは認めることとする。</u></p>	<p>定減車公示4. (1)による事業計画(事業用自動車の数)変更の事前変更届出書を提出する前における保有車両数の割合を1から減じた値を示す。</p> <p>附 則 この公示は、平成23年5月20日から施行する。</p> <p>(略)</p> <p>附 則(平成26年1月27日付け公示第90号で一部改正) この公示は、平成26年1月27日から適用する。</p>
---	---

■公示第80号

特定地域の指定等について

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律(平成25年法律第83号)の施行に伴い、「特定地域の指定等について」を別紙のとおり定めたので、公示する。

平成27年1月30日

北陸信越運輸局長 徳永 泉

(別紙)

特定地域の指定等について

1. 特定地域の指定

国土交通大臣は、直近年度末現在のタクシー車両数が適正車両数の上限値を上回っている準特定地域のうち、次の(1)から(6)のいずれにも該当する営業区域を特定地域として指定するものとする。ただし、日車営収が平成13年度と比較して増加している営業区域については指定しないものとする。

(1) 実働実車率が平成13年度と比較して10%以上減少していること。

(2) 次の①又は②のいずれかに該当すること。

① 当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計のうち、タクシー事業に係る営

業収支率が 100%を下回る事業者が当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が占める割合（以下「赤字事業者車両数シェア」という。）が 1/2 以上であること。

② 赤字事業者車両数シェアが 1/3 以上であって、前年度と比較して赤字事業者車両数シェアが 10 ポイント以上増加していること。

(3) 人口 30 万人以上の都市を含む営業区域であること。

(4) 総実車キロが前年度と比較して 5%以上増加していないこと。

(5) 次の①から③のいずれかに該当すること。

① 日車営収又は日車実車キロが平成 13 年度と比較して 10%以上減少していること。

② 当該営業区域における走行 100 万キロ当たりの法令違反件数の直近 5 年間の平均値が、全国における走行 100 万キロ当たりの法令違反件数の直近 5 年間の平均値を上回っていること。

③ 当該営業区域における走行 100 万キロ当たりの事故発生件数の直近 5 年間の平均値が、全国における走行 100 万キロ当たりの事故発生件数の直近 5 年間の平均値を上回っていること。

(6) 当該営業区域における協議会の同意があること。

2. 指定期間等

1. の指定は、原則として毎年 1 月 1 日を目途に 3 年を超えない範囲で期間を定めて指定するものとし、指定の延長は原則として 1 回に限って行うことができるものとする。ただし、指定期間中であっても、1. に掲げる基準に該当しなくなった場合（指定からの期間が 2 年未満の場合を除く。）、国土交通大臣は指定の解除を行うものとする。

また、指定を解除する営業区域又は指定の延長を行わない営業区域にあつては、原則として準特定地域として指定するものとする。

なお、当該指定及び指定の解除は告示により行う。

3. 指定等のための各種指標の把握等

指定等に当たっては各年度ごとの旅客自動車運送事業等報告規則（昭和 39 年 3 月 31 日運輸省令第 21 号）に基づく法人事業者の事業実績報告等を用いるものとし、北陸信越運輸局は、毎年度の各営業区域ごとの数値を原則として 7 月 30 日までにとりまとめ、本省に報告するものとする。

附 則

1. 本公示は、平成 27 年 1 月 30 日から施行する。

2. 平成 25 年度の各種指標に基づく特定地域の指定については、本則 2. に定める期日にかかわらず、指定するものとする。

○ 許 認 可 等

■一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更認可（自動車交通部）

申請者の氏名及び名称	上井 昭
運賃ブロック	富山県富山地区
事案公示日及び公示番号	平成 26 年 12 月 2 日付公示第 62 号
認可日及び認可番号	平成 27 年 1 月 26 日付北信交旅第 718 号
認可の概要	事案番号 26 旅第 15 号のとおり

■自動車分解整備事業の認証（自動車技術安全部）

認証番号	新認証第 323 号
認証年月日	平成 27 年 1 月 20 日
事業者名	加藤 広一郎
事業場名	かわひがし自動車
事業場所在地	新潟県五泉市東四ツ屋字村付 5 7 6 番地
自動車分解整備事業の種類	普通自動車分解整備事業 小型自動車分解整備事業
対象とする自動車の種類	普通自動車（小型）、普通自動車（乗用）、小型四輪自動車、 小型三輪自動車、小型二輪自動車、軽自動車
対象とする装置の種類	普小、普乗、小四、小三、小二、軽 【原動機、動力伝達、走行、操縦、制動、緩衝、連結】
業務範囲の限定	なし

認証番号	新認証第 324 号
認証年月日	平成 27 年 1 月 22 日
事業者名	新潟自動車産業株式会社
事業場名	新潟自動車産業株式会社 アウディ新潟
事業場所在地	新潟県新潟市東区南紫竹 2 丁目 1 3 6 1 番地 3
自動車分解整備事業の種類	普通自動車分解整備事業 小型自動車分解整備事業
対象とする自動車の種類	普通自動車（小型）、普通自動車（乗用）、小型四輪自動車、 小型三輪自動車、小型二輪自動車、軽自動車
対象とする装置の種類	普小、普乗、小四、小三、小二、軽 【原動機、動力伝達、走行、操縦、制動、緩衝、連結】
業務範囲の限定	なし

認証番号	富認証第 210 号
認証年月日	平成 27 年 1 月 23 日
事業者名	富山トヨペット株式会社
事業場名	富山トヨペット株式会社 U-c a r テクニカルセンター
事業場所在地	富山県富山市蜷川 2 7 1 番 1
自動車分解整備事業の種類	普通自動車分解整備事業 小型自動車分解整備事業
対象とする自動車の種類	普通自動車（小型）、普通自動車（乗用）、小型四輪自動車、 小型三輪自動車、小型二輪自動車、軽自動車
対象とする装置の種類	普小、普乗、小四、小三、小二、軽 【原動機、動力伝達、走行、操縦、制動、緩衝、連結】
業務範囲の限定	なし

認証番号	長認証第 387 号
認証年月日	平成 27 年 1 月 28 日
事業者名	株式会社タカサワ
事業場名	株式会社タカサワ クライスラー・ジープ松本
事業場所在地	長野県松本市村井町南 3 丁目 1 番 1 1 号
自動車分解整備事業の種類	普通自動車分解整備事業 小型自動車分解整備事業
対象とする自動車の種類	普通自動車（小型）、普通自動車（乗用）、小型四輪自動車、

	小型三輪自動車、小型二輪自動車、軽自動車
対象とする装置の種類	普小、普乗、小四、小三、小二、軽 【原動機、動力伝達、走行、操縦、制動、緩衝、連結】
業務範囲の限定	なし

認証番号	長認証第 388 号
認証年月日	平成 27 年 1 月 28 日
事業者名	株式会社 K-T R U S T
事業場名	株式会社 K-T R U S T
事業場所在地	長野県松本市城西一丁目 8 8 番地イ
自動車分解整備事業の種類	普通自動車分解整備事業 小型自動車分解整備事業
対象とする自動車の種類	普通自動車（中型）、普通自動車（小型）、普通自動車（乗用）、 小型四輪自動車、小型三輪自動車、小型二輪自動車、軽自動車
対象とする装置の種類	普中、普小、普乗、小四、小三、小二、軽 【原動機、動力伝達、走行、操縦、制動、緩衝、連結】
業務範囲の限定	なし

認証番号	長認証第 389 号
認証年月日	平成 27 年 1 月 28 日
事業者名	長野トヨタ自動車株式会社
事業場名	長野トヨタ自動車株式会社 フォルクスワーゲン長野
事業場所在地	長野県長野市大字稲葉字北村東沖 2 7 3 6 番 1
自動車分解整備事業の種類	普通自動車分解整備事業 小型自動車分解整備事業
対象とする自動車の種類	普通自動車（小型）、普通自動車（乗用）、小型四輪自動車、 軽自動車
対象とする装置の種類	普小、普乗、小四、軽 【原動機、動力伝達、走行、操縦、制動、緩衝、連結】
業務範囲の限定	なし